

第50回  
東京都景観審議会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

## 第50回東京都景観審議会議事録

### I 日 時

平成30年7月18日（水） 10：00～10：43

### II 場 所

都庁第二本庁舎31階 特別会議室25

### III 出席者

【委員】有賀隆委員、小野良平委員、加藤幸枝委員、畔柳美知子委員、瀬良智機委員、中井検裕委員、中井祐委員、櫛笥桜子委員、関根恵美子委員、塚本正司委員、山崎登美子委員、加藤健三委員

【事務局】佐藤都市整備局長、久保田都市づくり政策部長、小野屋外広告物担当課長、蓮見景観担当課長

### IV 議事次第

#### 1 開 会

#### 2 議 事

##### <審議事項>

- ・会長及び副会長の選出

##### <報告事項>

- (1) 専門部会の設置について
- (2) 東京都景観計画の変更について
- (3) 都選定歴史的建造物等の選定状況
- (4) 都選定歴史的建造物の保存を支援する取組

#### 3 閉 会

### V 配付資料

資料1 東京都景観審議会委員名簿

報告資料1 専門部会の設置について

報告資料2 東京都景観計画 変更スケジュール

報告資料3 東京都選定歴史的建造物の同意状況（平成30年7月18日時点）

報告資料4 「東京150年」事業～歴史的建造物保存のチャリティイベント  
自由学園明日館で夏休み！講演とピアノ演奏会

○小野屋外広告物担当課長 それでは、皆様お揃いのようにございますので、ただいまから第50回東京都景観審議会を開会いたします。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、審議会事務局の都市整備局屋外広告物担当課長、小野でございます。

本日は、会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。

初めに、現在、ご出席の委員の方は 12 名でございます。東京都景観審議会規則第 5 条第 1 項の定足数を充たしていることをご報告いたします。

次に、本日お手元にお配りした資料をご説明いたします。

議事次第、資料 1 と報告資料 1 から 4、それから座席表でございます。

そのほか、机の上に、東京都景観計画、東京都景観色彩ガイドラインの冊子、ファイル綴じの景観法、景観条例、景観審議会要綱規則を置いております。

すべてお揃いでしょうか。不足がございましたら、事務局へお知らせください。

議事に入ります前に、事務局の職員をご紹介します。

都市整備局長の佐藤でございます。

○佐藤都市整備局長 佐藤でございます。よろしくお願ひします。

○小野屋外広告物担当課長 都市づくり政策部長の久保田でございます。

○久保田都市づくり政策部長 久保田でございます。よろしくお願ひします。

○小野屋外広告物担当課長 景観担当課長の蓮見でございます。

○蓮見景観担当課長 蓮見です。よろしくお願ひします。

○小野屋外広告物担当課長 事務局を代表いたしまして、都市整備局長、佐藤より一言ご挨拶を申し上げます。

○佐藤都市整備局長 それでは、本日、東京都景観審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、委員改選後初めて開催させていただきます審議会でございます。新たに 6 名の方に委員にご就任いただくとともに、10 名の方に引き続き委員をお願いするということになりました。委員の皆様のお力添えを引き続きお願ひ申し上げます。

今回、第 50 回の審議会ということでございますが、こちらの審議会、平成 10 年からということで 20 年になります。この間、景観法の施行及び本審議会の答申を踏まえまして、平成 19 年度に東京都景観計画を策定し、首都東京にふさわしい、美しく風格のある景観

形成に取り組んでまいりました。

昨年度は、景観計画につきまして、夜間における景観の形成という新たなテーマに関して方針を追加するなど、変更に関するご審議をいただいております。現在は、そちらの公表に向けた手続を進めているところでございます。都市開発諸制度などを活用した大規模開発などにつきましては、計画部会でご審議をいただきながら、建築物の形態や意匠、色彩、屋外広告物等を適正に誘導するなど、引き続き街並みと調和のとれた質の高い魅力ある景観形成に取り組んでまいりたいと存じます。

また、歴史的建造物につきましても、歴史的景観部会の審議を経て選定を行いまして、その保存・活用を図って、歴史や文化を感じさせる街並みということの形成にも取り組んでおります。2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向けまして、ますます東京へ訪れる多くの方々に東京の魅力を感じてもらうというためにも、あるいは大会後も継続して訪れてもらうということのためにも、東京の多様な魅力を生かした景観づくりというのがますます今後重要になってまいると存じます。今後とも審議会委員の皆様方から貴重なご意見をいただきまして、東京の魅力がますます高まるよう、力を尽くしてまいりたいというふうに考えてございます。改めて皆様方のお力添えをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

○小野屋外広告物担当課長　ここで、都市整備局長は、公務のため退席いたします。

それでは、最初に傍聴人の方をご案内してください。

(傍聴人入室)

○小野屋外広告物担当課長　まず、傍聴人の方に、会議傍聴時の遵守事項を申し上げます。お手元にお配りしてありますとおり、傍聴者は、次の事項を守らなければなりません。

1、静粛に傍聴し、放歌、談笑、私語、その他騒がしい行為をしないこと。2、会場における言論・行為に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、または批判しないこと。3、みだりに自席を離れないこと。4、飲食または喫煙をしないこと。5、事前に許可を受けた範囲を超えて、写真撮影、録画、録音または放送をしないこと。6、会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。7、以上のほか、会場の秩序を乱し、または会議の進行の妨害となる行為をしないこと。よろしく願いいたします。

それでは、審議事項に入ります。

お集まりの委員の皆様には、本年6月1日から2年の任期で委嘱いたしまして、本日が委員改選後最初の審議会となります。

では、委員の皆様をご紹介いたします。お手元にごございます、資料1の東京都景観審議会委員名簿をご覧ください。名簿順にお名前を読み上げますが、一言で結構でございますので、自己紹介をよろしく願いいたします。

まず、審議会規則第2条第1項第1号に規定する学識経験委員をご紹介いたします。

早稲田大学大学院創造理工学研究科教授、有賀隆委員でございます。

○有賀委員 どうも皆さん、こんにちは。有賀でございます。屋外広告物審議会と景観審議会と兼任しております、両方うまく連携してもらっています。よろしくお願いします。

○小野屋外広告物担当課長 立教大学観光学部教授、小野良平委員でございます。

○小野委員 小野と申します。よろしくお願いいたします。継続して担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野屋外広告物担当課長 カラープランニングコーポレーションクリマ取締役、加藤幸枝委員でございます。

○加藤（幸）委員 加藤幸枝です。よろしくお願いいたします。私も屋外広告物審議会を兼任しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小野屋外広告物担当課長 スタジオドッカ建築設計室管理建築士、畔柳美知子委員でございます。

○畔柳委員 畔柳です。よろしくお願いいたします。実務しかやっていないので、研究とか、そういうことはやっておりません。ただ、建築の実際の設計をして現場を監理する実務をやっていきます。よろしくお願いいたします。

○小野屋外広告物担当課長 日本住宅パネル工業協同組合常務執行役員、瀬良智機委員でございます。

○瀬良委員 今回新たに選任いただきました、瀬良と申します。昨年まで国土交通省に勤務しておりまして、主に住宅、建築、まちづくり関係を担当してまいりました。東京都の都市整備局に出向した機会もございました。皆様のお力添えをいただきながら、委員としての務めを果たしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野屋外広告物担当課長 東京工業大学環境・社会理工学院教授、中井検裕委員でございます。

○中井（検）委員 中井検裕でございます。私も継続でございますが、都市計画を専門にいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野屋外広告物担当課長 東京大学大学院工学系研究科教授、中井祐委員でございます。

○中井（祐）委員 中井祐と申します。よろしく申し上げます。継続です。土木を専門としておりますので、よろしくお願ひいたします。

○小野屋外広告物担当課長 東京藝術大学副学長、光井渉委員は欠席でございます。

次に、規則第2条第1項第2号に規定する都民委員をご紹介します。

櫛笥桜子委員でございます。

○櫛笥委員 櫛笥桜子と申します。よろしくお願ひいたします。今回初めて作文といひますか、書かせていただきまして選任いただきました。精いっぱい務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○小野屋外広告物担当課長 関根恵美子委員でございます。

○関根委員 都民委員の関根恵美子と申します。よろしくお願ひします。初めてのことなので多々わからないと思いますが、一生懸命頑張りたひと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○小野屋外広告物担当課長 塚本正司委員でございます。

○塚本委員 塚本正司でございます。もうリタイアしてありますけれども、長らく群建築の計画設計あるいは施工に携わってまいりました。よろしくお願ひいたします。

○小野屋外広告物担当課長 次に、規則第2条第1項3号に規定する事業者委員でございます。

商工部門代表の山崎登美子委員でございます。

○山崎委員 私も継続して参加させていただいております。商工会議所から参りました、山崎登美子でございます。部分的にはわかっていまして全くの素人でございますので、先生方の、皆様方の専門の知識を頂戴して、都民の一人の目として周りを考えさせていただきたいと思っておりますので、ご指導、よろしくお願ひいたします。よろしくどうぞ。

○小野屋外広告物担当課長 都市開発部門代表の川本正一郎委員は欠席でございます。

次に、規則第2条第1項第4号に規定する区市町村長の代表委員でございます。

渋谷区長、長谷部健委員でございます。本日は、代理で渋谷区都市整備部長、加藤健三委員でございます。

○加藤（健）委員 長谷部渋谷区長の代理出席でございます。渋谷区都市整備部長の加藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小野屋外広告物担当課長 多摩市長、阿部裕行委員は欠席でございます。

瑞穂町長、杉浦裕之委員は欠席でございます。

以上で委員のご紹介を終わります。

続きまして、会長の選出を行いたいと存じます。

当審議会の会長と副会長につきましては、審議会規則第3条第1項の規定に基づき、委員の皆様の中から互選により選出していただくことになっております。いかがでしょうか。どなたかご推薦はございませんでしょうか。

お願いします。

○加藤（幸）委員 会長の選出につきましては、都市計画や都市景観について広範に精通され、なおかつ審議会でのご経験も豊富な中井検裕委員にお引き受けいただくようご推薦申し上げます。

○小野屋外広告物担当課長 ただいま中井検裕委員に会長をお願いしてはどうかというご発言がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○小野屋外広告物担当課長 異議なしというお声がございました。それでは、中井検裕委員には恐縮でございますが、会長をお願いしたいと思えます。いかがでございましょうか。

○中井（検）委員 お引き受けさせていただきます。

○小野屋外広告物担当課長 ありがとうございます。

それでは、中井検裕委員を会長に選出させていただきます。

恐れ入りますが、中井会長、会長席にお移りいただくようお願いいたします。

（会長席へ移動）

○小野屋外広告物担当課長 それでは、東京都景観審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、中井会長に議長をお願いいたします。

中井会長、よろしくをお願いいたします。

○中井検裕会長 ただいま会長に推挙いただきました、中井でございます。新しい期の初めということでございますので、簡単に挨拶をさせていただきたいと思えます。

この景観審議会も第50回ということで、一つの節目を迎えたのかなと思えます。20年間ということでございましたけれども、景観計画ができてから10年間、随分、東京の景観も景観計画を使いながらだんだんとよくなってきているのかなというふうに感じております。東京の場合は、歴史的な環境を保全するということはもう非常に大事で、一方でそういうことがありつつ、他方では次々と新しい開発がございますので、どういった新しい景観を創造していくか。保全と創造のうまいバランスをとっていくというのがこの審議会

の大きなかじ取りの方向かなというふうに感じております。皆さんのお力をいただきながら、よりよい東京の景観の創造に努めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力のほう、よろしく願いいたします。

それでは、議事のほうに戻らせていただきます。

まず初めに、副会長の選出ということになります。副会長も委員の互選により定めることになっておりますが、どなたがよろしいでしょうか。

はい、加藤委員。

○加藤（幸）委員 会長一任でよろしいかと思えます。

○中井検裕会長 はい。ただいま会長一任という声でしたが、それでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中井検裕会長 それでは、大変僭越ではございますが、有賀隆委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○有賀委員 はい、承りました。

○中井検裕会長 ありがとうございます。

それでは、有賀隆委員を副会長に選出させていただきます。今期につきましては、会長が私、副会長は有賀委員ということで進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

本日、審議事項は、会長と副会長の選出のみとなっておりますが、報告事項が幾つかございますので、順に報告いただき、委員の皆さんからご意見やご質問等を頂戴できればと思います。

報告事項の1、専門部会の設置についてでございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○蓮見景観担当課長 それでは、報告事項（1）専門部会の設置についてご説明をさせていただきます。資料は報告資料1にございます。

まず、東京都景観条例第35条第5項による専門事項の調査審議のため、審議会に専門部会及び専門員を置くことができる規定に基づき設置するもので、計画部会と歴史景観部会を設置しております。

まず、こちら資料1をご覧ください。まず、計画部会についてでございます。計画部会の所掌事項につきましては、景観審議会運営要綱第15条第2項に規定されております。景

観計画の策定に関する検討ですとか、景観条例第21条第2項の規定に基づき、知事の求めに応じ、大規模建築物の建築等に対して広域的視点と専門的見地からご意見を頂戴しております。具体的には、大規模建築物等の事前協議制度により、皇居周辺景観誘導区域及び都市再生特別地区の案件についてご意見をいただいております。

専門員の名簿につきましては、記載されている7名の委員で構成されております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、歴史景観部会となります。歴史景観部会の所掌事項につきましては、景観審議会運営要綱第15条第3項に規定されております。東京都選定の歴史的建造物の指定や保存・活用方法に関してご意見を頂戴していただいております。具体的には、歴史的な価値を持つ建造物のうち、景観上重要なものとして、選定基準に基づき、東京都選定歴史的建造物を選定するほか、文化財など歴史的な価値のある建造物や庭園等のうち、これらを含む周辺の良い景観の形成に特に重大な影響を与える、特に景観上重要な歴史的建造物等を定めているためにご意見をいただいております。

専門員は名簿のとおりで、4名の委員で構成されております。

報告事項(1)の説明は以上となります。

○中井検裕会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。こちら、それぞれの部会で、計画部会のほうは新規の大規模な開発についての景観をご審議いただいているところでございすし、歴史景観部会のほうは東京都選定の歴史的建造物の指定・保存活用についてご審議をいただいているところでございますので、こういった専門員の皆さんで運営をしていくこととなります。ご報告ということでご承知おきいただければと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、続きまして、報告事項の2、東京都景観計画の変更についてでございます。

説明をお願いいたします。

○事務局 事務局よりご説明させていただきます。

現在の景観計画の検討についてです。すみません、お手元の報告資料2、A4の、こちらの報告資料をご覧ください。これまで平成29年度にかけて景観審議会及び専門部会で変更案の内容について検討を進めておりました、平成30年3月28日に素案の公表を行いました。それとともに、都民の意見募集及び区市町村への意見照会を4月20日にかけて行ってまいりました。その後は、これらを踏まえまして、5月16日に都市計画審議会にて景観重

要公共施設の追加について意見聴取をし、5月31日には景観計画の変更案について、景観審議会にてご審議をいただきまして、ご了承をいただいた次第でございます。現在は、8月上旬に景観計画の変更を告示するため、内部で手続を進めている状況でございます。今後、変更を告示し、この景観計画変更の印刷が完了しましたら、委員の皆様方には変更した景観計画をお届けいたします。

事務局からは以上でございます。

○中井検裕会長 はい。この後ろの変更の概要の説明は特にないということよろしいですか。

○事務局 変更の概要についても、あわせてご説明をさせていただきます。

ページの2ページ目をご覧ください。主な変更点は五つございまして、一つ目が、この2ページ目の第1章第2「東京の景観特性」の再構成でございます。こちらは、もともと東京都のまちづくりの上位計画であります「都市づくりのグランドデザイン」というものが平成29年9月に策定されたことを踏まえまして、これまでの上位計画でありました「東京の新しい都市づくりビジョン」では、その五つの地域区分だったものがグランドデザインでは四つの地域区分になっているということで、この区域区分に応じて東京の景観特性というものを再構成しているというような状況でございます。

続いて、2点目でございますが、お手元のページ、3ページ目をご覧ください。こちらは、冒頭、局長の挨拶でもあったとおり、景観計画に夜景に関する方針を追加するというものでございます。こちらの追加した方針は主に三つございまして、お手元の資料のとおりでございます。

3点目については、「景観重要公共施設」として、景観法で定める景観重要公共施設というものがあるのですが、こちらに葛飾区の「水元公園」と小金井市の「小金井公園」を追加してございました。

続いて、4点目ですが、お手元の資料、4ページ目をご覧ください。第3章第1「大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度」の変更ということで、こちらの景観形成の基準に「夜間照明」に関する事項と、屋外広告物のただし書きの規定を追加してございます。

もう一つ、文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導区域、こちらに墨田区の「向島百花園」と「旧安田庭園」を追加してございます。

もう一つ、3点目、皇居周辺の風格ある景観誘導の主要な眺望点に「東京駅丸の内駅前広場」、こちらを追加してございます。

最後、5点目ですが、こちらは素案の公表後にパブリックコメントですとか、区市町村の意見照会の結果を踏まえた反映ですとか時点修正、このような変更をその他の項目として行っております。

簡単ではございますが、変更の内容は以上でございます。

○中井検裕会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

瀬良委員、どうぞ。

○瀬良委員 ご説明、ありがとうございました。報告資料2の1ページ目の、このチャートの中で、試行から本施行というので矢印がございますけれども、このような考え方というのですか、どういうふうに運用されるのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○蓮見景観担当課長 こちらの試行というのは、こちらのお手元の経過の4ページ目がございます、夜間照明の基準ですとか、屋外広告物の基準、こちらについて素案の公表の時点から試行ということで、この事業者との協議において、こちらの基準を適用するというようなことをしてまいりました。その期間については、この景観計画の変更の告示からは本施行ということで本格的な運用を開始するという位置づけで今のところ運用をしていくものでございます。

○瀬良委員 ありがとうございます。

○中井検裕会長 はい。こちらの景観計画の変更自体が、発効するのが8月ということで、それまでの間、試行という形で先取的に大規模な開発については変更の内容を反映させようという、そういう意図でございますね、はい。

ほかはいかがでしょう。

はい、畔柳委員、どうぞ。

○畔柳委員 この本施行というのは、計画の段階でいい悪いを見るというか、あるいは建物が実際に照明をつける、つけないをここから始めるのか、どっちなのですか。

○中井検裕会長 いかがでしょうか、事務局、はい、どうぞ。

○蓮見景観担当課長 基本的、先ほど、こちらのペーパーにもございますとおり、こちらの制度につきましては都市開発諸制度ですとか、または都市再生特区等を活用した案件について、対象にこちらの事前協議を行っております。こちらの制度の成り立ちといいますか、流れとしましては、都市計画の提案前にこちらの事前協議をスタートしますので、建

物ができる前、計画の早い段階に景観計画との整合が図れているか等を、計画部会や景観担当課のほうで事業者と確認を行いながら整合を図っているというものでございます。

○中井検裕会長 はい、よろしいでしょうか。事前にということですね。

○蓮見景観担当課長 そうです、はい。

○中井検裕会長 はい、どうぞ、関根委員。

○関根委員 よくわからないのですが、夜間の照明につきましては、景観の形成についてはよくわかるのですが、そこに防犯という意識も中に入っているわけでしょうか。

○中井検裕会長 はい、どうぞ、事務局。

○事務局 今回、追加します夜間の景観形成方針の中には、地区特性に応じて少し書き分けを行っておりまして、特に住宅地などについては、安全・安心ということで、防犯に配慮した照明を行っていくという方針を記載させていただいております。

○中井検裕会長 はい。

ほかはいかがでしょう。

はい、櫛笥委員、どうぞ。

○櫛笥委員 すみません。4ページ目なのですが、これに夜間照明について書かれているのですが、屋外広告物のただし書きというのはどういった内容になるのでしょうか。

○中井検裕会長 はい、事務局、いかがですか。

○事務局 お手元の景観計画の141ページをご覧くださいと思うのですが、こちらに、先ほど言いました都市開発諸制度など、容積割り増しを活用してつくられる大規模な建築物に対する景観形成の手順を定めているところでして、この141ページの一番下の段に屋外広告物の基準を設けているところです。内容としましては、低層部はいいのですけれども、3階を超える部分や10メートル以上に設置する広告物については、かなり厳しく規制を定めているところです。ただし、駅前でかなり規模の大きい商業施設などは、この10メートル以上を超えて、景観に配慮した形で広告物の設置を考えたいという案件もございまして、こちらにつきましては、ただし書きの規定を設けて、個別で景観形成の配慮をチェックして、運用できるような形で今回ただし書きを設けるような変更を行うことしております。

○中井検裕会長 はい、よろしいですか。

○櫛笥委員 はい。

○中井検裕会長 はい、ほかにはいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、こちらは8月1日ですか。何日かはちょっとまだわからない。

○蓮見景観担当課長 はい。8月上旬ということで、今の目安としましては、第2週目当たりを目安に手続のほうを行っております。印刷等完成しましたら、各委員の先生方には送付させていただきたいというふうに思っております。

○中井検裕会長 はい、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

それでは、報告事項、次に移らせていただきます。続いて、報告事項の3は、都選定歴史的建造物等の選定状況の説明でございます。

事務局より説明をお願いいたします。はい、どうぞ。事務局、どうぞ。

○事務局 都選定歴史的建造物等の選定状況ということでご報告させていただきます。現在、先ほどもちょっと一部ご説明の中にございましたが、東京都選定歴史的建造物選定制度というものがございまして、報告資料3のほうでは、東京都選定歴史的建造物という景観条例の法に基づき都知事が選定したもの、これは現在93件あるのですけれども、こちらのところに特化しております。これともう一つ、都文化財等に関する、特に景観上重要な歴史的建造物との選定というのも制度でございまして、こちらは別途74件ございます。

今回、報告させていただきますのは、報告資料3の、今現在93件のほうの選定状況ということで、ご報告させていただきます。東京都選定歴史的建造物、こちらも報告資料3で挙げさせていただいております建造物のほうは、所有者さんの同意が必要でございまして、現在、同意をいただいてから、あと選定ということでやっております。1番、2番、3番、4番ということで、それぞれの候補を挙げた時期というのがございましたので、書かせていただきましたけれども、一番初め、景観条例ができたころに選定候補として挙げたものが185件あったのですけれども、最終的に今残っているものとして79件ございます。

その次、平成27年に候補を選定しました戦後単体、第二次世界大戦後ということで、戦後に建築された歴史的な価値を有する建造物ということで、候補を37件挙げまして、現在、選定済みということで9件、選定させていただきました。今年の選定ということで、3月に塔の家とヒルサイドテラスA・B棟の二つを選定しております。

3番目で、エリアを考慮した選定ということで、書かせていただいておりますけれども、上野、浅草、青梅、根津のそれぞれ周辺の4エリアについて、平成27年に候補選定をいたしました。19件ございました。この中で現在選定済みということで5件挙げさせていただきました。ことしの4月に、旧博物館動物園駅駅舎、これは上野周辺のエリアですけれども、こちらの選定をいたしております。というのが3番。

最後、土木構造物ということで、これが直近の候補選定の候補になります。平成29年に候補選定をいたしまして、54件挙げさせていただいておりますが、現在選定済みはまだ1件もございません。同意は1件いただきましたけれども、まだ調整中がほとんどでございます。あとはちょっと辞退のほうも出ておりますので、数字で書かせていただきました。

以上です。

○中井検裕会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明にご質問等を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

はい、小野委員、どうぞ。

○小野委員 この辞退の経緯なのですけれども、民間の建築であればわかるのですけれども、この土木構造物の辞退というのはどういう理由が多いのでしょうか。

○事務局 基本的には、話をしたときになかなかちょっと判断ができないですというところがやっぱり多いので、調整中というのが実は結構多いというところが正直なところでございます。その中で、将来の計画も含めて、なかなか引き続きの調整というのもちよっとご遠慮したいというところがございまして、そこについてご辞退ということで15件ということで挙がりました。

○小野委員 相手が行政なので、何かもう少しこの価値を伝える何かうまい努力ができないかと感じるところなのですけれども。

○蓮見景観担当課長 具体的に申しますと、例えば駅舎の周りに橋があって、その駅前の広場を改修するタイミングで、その橋も、ちょっと今後、橋の改修が予定されているというような案件につきまして、そちらについては現在では改修の計画があったり、そういうような不確定要素があるので、今の段階では辞退と。今後、改修後にまた改めて選定の可能性に挙がるかもしれないのですが、現在そういう状況ですので、なかなかちよっと同意が得られないというような、具体的にはそういうような現状でございます。

○中井検裕会長 はい。これは東京都の管理するものだけではなくて、国や市町村のものも入っているということですね。

○蓮見景観担当課長 はい、そうです。

○中井検裕会長 東京都のものについては、少なくともしっかりと価値をお伝えいただいて、なるべく選定いただけるような方向でお考えいただければと思います。

はい、中井委員、どうぞ。

○中井（祐）委員 辞退されたものは候補のリストから外れるということになるのですか。

○事務局 引き続きの協議には行かないですね。場合によっては、何か現地の状況が変わったりすれば、それは気がついた範囲でございますけれども、また行く可能性はあります。

○中井（祐）委員 一般論ですが、土木の構造物の場合は、行政が古いものの価値を全く把握してないとか気づいてないということが多々あって、それは首長さんが変わったり、若しくはまちづくりの機運が高まったり、担当者の理解が、そういう方が担当になったりすると状況ががらっと変わることもあるので、辞退になったからといって候補リストから外すかどうかというのはまた別の問題として考えたほうがいいのかなというふうに思います。

○中井検裕会長 はい。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こちらは調整中のものについて引き続き同意が得られるように、事務局で頑張ってくださいと思います。辞退のものにつきましても、今、中井委員からございましたように少し状況を見ながら、完全に外すということではなくて、また候補として考えられるような状況が発生したら、そのときには検討していただけるようにしていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、報告事項、最後になりますけれども、都選定歴史的建造物の保存を支援する取組についてでございます。

事務局より説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

○事務局 都選定歴史的建造物の保存を支援する取組ということで、報告資料4がございました。これは実際にこれからやるチャリティイベントと言っているイベントなのですが、実際には歴史的建造物の保存・支援ということで、平成22年度から東京歴史まちづくりファンドというものを設立いたしておりまして、そのファンドのほうから保存のための、補修工事等に対して助成をしているという制度でやっております。まちづくりファンド自体が東京都、あとは国の関係の機関、あともう一つが都民や企業からの寄附金で賄われているということがございまして、その中のファンド自体の支援の一環ということもございまして、実際に東京都の選定歴史的建造物、ばかりではないのですが、まあそういう歴史的なものに対して多くの方に関心を持ってもらい、社会全体で歴史的建造物の大事さとか、守っていきましょうという機運を育てるというようなことで、建造物そのものに親しむ機会を提供しましょうということで、平成25年度から歴史的建造物保存のチャリティイベント、報告資料、四つ目のほうにちょっと書いてありますけれども、ということで、ことしの2月までに14回開催させていただきました。あとは、引き続き15回目とい

うことで8月5日に開催する予定でございます。

○事務局 それでは、引き続きまして、この報告資料4についてご説明したいと思います。

今、お話ありましたように、歴史的建造物の保存について、活用を通じて支援する取り組み、その一環として、近々開催するイベントに関する案内チラシでございます。

来る8月5日、日曜日ですけれども、豊島区にあります自由学園明日館というところの講堂におきまして、講演とピアノ演奏会を開催いたします。会場となる講堂は、国指定重要文化財に指定されているため、東京都の選定歴史的建造物にはなりませんけれども、これを管理運営する自由学園が東久留米市のキャンパスに保有する5棟の建築物が、東京都選定歴史的建造物に選定されておりまして、今回は関連施設としてのイベント開催ということで企画をしております。参加費につきましては、寄附金ということで、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが運営する、東京歴史まちづくりファンドへ積み立てるということで、歴史的建造物の修繕費の一部に充てていくと、そういうことになっております。

チラシの裏面に、一番下のところに茶色い帯がかかっておりますけれども、こちらにこの東京歴史まちづくりファンドについてのご紹介、寄附を役立たせていただきますということでご案内をしております。

イベントにつきましては、7月10日に募集、締め切りしたのですけれども、応募者につきましては200名の募集に対して202名ございました。これから委員の皆様にも別途ご案内の通知をしたいと思っております。ご興味のある方、もしお時間があるようでしたら会場にお運びいただければと思います。

応募者の方には、参加していただいた方には、当日、寄附金ということで参加費を払っていただくのですけれども、あわせて当日、会場に募金箱を置きまして、あわせて寄附を募るということも予定しております。

私からの説明は以上になります。報告事項4については以上になります。

○中井検裕会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ご質問等、いかがでしょうか。

こちらは、ご参加をご希望の委員はこの後でも事務局のほうに個別にお伝えいただければということでよろしいですか。

○事務局 私、事務局のほうから皆様には、メールになるかと思うのですが、ご案内を改めてさせていただきますので、それでご出欠の確認をとりたいと思います。

- 中井検裕会長 はい。お時間のある方はぜひご参加いただければと思います。
- ご質問等、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- はい、ありがとうございました。
- それでは、本日、こちらで予定をいたしておりました議事は以上でございます。
- 委員の皆さんから何かご発言はございますでしょうか。特にないようでしたら、議事は終了ということにさせていただければと思います。
- 事務局にここで議事をお返しいたします。
- 小野屋外広告物担当課長 中井会長、ありがとうございました。
- それでは、以上をもちまして、第50回東京都景観審議会を閉会いたします。
- 委員の皆様、ありがとうございました。